

提案基準◎ 社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

1. 当該施設の設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、本市における福祉施策の観点から支障がないことに関して、関係部局の確認がとれたものであること。
2. 当該開発行為等が、本市の総合計画、都市計画等の実現に支障を及ぼさないものであること。
3. 当該施設の敷地が接する前面道路は、次のとおりとする。
 - (1) 敷地面積が1,000㎡以上の場合にあっては、幅員が9m以上であること。ただし、敷地から所定の道路までの区間の幅員（当該開発行為等による拡幅整備後を含む。）が6m以上のときは、当該前面道路に沿って当該前面道路の反対側の境界線から幅員9m以上を道路として拡幅整備すれば足りる。
 - (2) 敷地面積が1,000㎡未満の場合にあっては、幅員が6m以上であること。ただし、敷地から所定の道路までの一定区間の幅員（当該開発行為等による拡幅整備後を含む。）が4m以上のときは、当該前面道路に沿って当該前面道路の反対側の境界線から幅員6m以上を道路として拡幅整備すれば足りる。
4. 当該施設の排水は、公共用水域に放流できるものであること。
5. 区域内には、1ha未満の区域面積においては敷地面積の20%以上、1ha以上の区域面積においては敷地面積の35%以上の緑地を確保すること。
6. 申請に係わる施設は、国、県若しくは本市の指定又は開設許可が見込まれ、補助金等を受けられることが確実であること。
7. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) 本市の社会福祉施設の主管課は、次のとおりである。

大和市：健康福祉部 介護保険課
：健康福祉部 障がい福祉課
：こども部 保育家庭課
- (2) 基準2に関して、都市計画施設の計画区域を含むものにあっては、将来の施設整備に支障とならない計画であるものを取扱う。
- (3) 基準3における「所定の道路」とは、車両（軽自動車以上）が2方向以上に分散、待機及び迂回ができる幅員6m以上の道路をいう。
- (4) 基準3.(2)における「一定区間」とは、敷地から所定の道路まで、概ね120m以内の区間をいう。
- (5) 国、県又は本市が行う事業については、基準6は適用しない。
- (6) 基準6における「補助金等」とは、補助金、利子補給金、負担金、交付金等をいう。